

令和5年度田川広域水道企業団水道事業会計の資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定に基づき、次のとおり報告する。

令和5年度決算に基づく資金不足比率については、下記のとおりである。

記

特別会計名	資金不足比率	備考
田川広域水道企業団水道事業会計	—	資金不足なし